

特定重大事故等対処施設の故障等に係る通報について

1. 趣旨

本年7月に発生した特重施設に係る LCO 逸脱の事象に関しては、機能喪失を判断（喪失の可能性も含む）した際の第一報において、事業者ごとに記載内容やレベルに差異が見られたことから、規制庁として改めて必要な記載内容等を示すもの。

2. 依頼事項

(1) 第一報の通報内容について

FAX 送付の際は、秘密情報を除くその他の情報により、特重施設以外の通常施設に係る通報内容と同等の内容を通報していただきたい。

また、必要に応じて系統や構造等を示す図面も添付いただきたい。

(2) 第一報後の状況説明について

原則として、必要な資料を持参後対面若しくは統合防システムを用いた面談により行う。